

## 平成29年度島根県視覚障害者福祉協会の要望と島根県からの回答

### 要望1

第64回全国盲女性研修大会（島根県大会）開催に向けて特段の財政支援にご配慮いただくよう要望します。

（回答：健康福祉部障がい福祉課）

過去に大会の開催地となった自治体の支援状況を参考にし、開催経費を助成します。

### 要望2

福祉避難所の充実を図るとともに福祉避難所のことを当事者に周知していただくよう要望します。

（回答：防災部防災危機管理課）

福祉避難所の充実については、市町村防災担当者会議において以下のとおり実施し、市町村の取組が推進されるよう支援しているところです。

- ①平成29年10月には島根県障がい福祉課担当者から、各種支援制度の説明
- ②平成30年2月には京都府介護・地域福祉課職員から、京都府における避難所、要配慮者支援として、福祉避難所や一般避難所における「福祉避難コーナー設置」の取組などの具体的な事例を紹介

ご要望の内容については、引き続き市町村防災担当者会議の場の活用や、職員が市町村を訪問した際に情報提供してまいります。

(回答：健康福祉部障がい福祉課)

市町村の障がい福祉担当部局にご要望の内容を伝え、防災担当部局と連携して対応するよう依頼します。

### 要望 3

あん摩マッサージ師、鍼師、灸師自営業者に対する人的支援をしていただくよう要望します。

(回答：健康福祉部障がい福祉課)

自営業の視覚障がい者に対する業務補助員の制度化は、個人の営業活動に対して行政がどこまで支援できるか等の課題があり、慎重に検討すべきであると考えます。

### 要望 4

県民の健康を守るため、頸椎等への施術法の一つであるスラスト法は厚生労働省が禁止していることや、いかにも疾病予防や治療が可能と見せかける誇大広告に対して県民に注意喚起する広報を要望します。

(回答：健康福祉部医療政策課)

県民のみなさまが施術を受ける際の参考になるよう、国家資格者が開設した施術所には掲示用ステッカーを配付しています。

県のホームページ(環境生活総務課消費とくらしの安全室、医療政策課)では、法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術について、医学的観点から人体に危害を及ぼす可能性のある施術は禁止されており、施術を受ける際は慎重にするよう注意喚起を行っています。

また、平成29年5月に消費者庁から発出された注意喚起のニュースリリースを、県環境生活総務課消費とくらしの安全室から市町村消費者行政担当課にも情報提供し、県民のみなさまへの周知を依頼しています。

今後も継続して注意喚起に努めてまいります。

## 要望5

交通安全対策について、次のことを早急を実現していただくよう要望します。

- 1 次の交差点に音響信号機等を早期に設置すること。  
(整備・設置要望箇所は別途提出。)
- 2 音響信号機等を含めて交通安全施設が整備された場合には、当該地区の視覚障がい者に対して速やかに周知すること。

(回答：島根県警察本部交通規制課)

1 交差点への音響信号機の整備及び改善につきましては、年度ごとに予算を確保しながら、順次整備を進めているところであり、引き続き、ご意見を参考に整備及び改善を進めてまいります。

なお、「LED付き音響装置」については、他府県において試験運用され、効果を検証中のものであります。現時点では、検証結果より検討することとしますのでご理解をお願いいたします。

2 音響信号機等を含めた交通安全施設の整備につきましては、その都度、各地の視覚障がい者協会の方へご連絡をして

いるところでもあります。

また、県内の各警察署において、各視覚障がい者協会の方々と現場にて横断方法等説明しているところでもあります。